

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の範囲・対象

- (1) 調査の範囲は、幼稚園、幼保連携型認定こども園（5歳児(令和7年4月1日現在の満年齢)）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校(以下「調査実施校」という。)です。
- (2) 調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳(令和7年4月1日現在)までの幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の一部としています。

区分	県内の総数		調査実施校数 (園、校)	調査対象者数(人)	
	学校数 (園、校)	幼児、児童及び生徒数(人)		発育状態調査	健康状態調査
幼稚園	279	25,768	33	891	954
小学校	426	93,844	60	5,405	21,860
中学校	235	52,466	40	4,628	13,724
高等学校	106	48,853	30	2,671	17,434

- (注) 1 発育状態調査は、調査実施校に在籍する児童等のうちから年齢別男女別に抽出された者を対象とし、健康状態調査は、調査実施校の当該年齢の児童等全員を対象としています。
- 2 学校数と児童等の数は、令和7年度学校基本統計確報によるものです。
- 3 幼稚園における調査対象者数は、5歳児のみを対象としています。
- 4 幼稚園には幼保連携型認定こども園を、小学校には義務教育学校（第1～6学年）を、中学校には義務教育学校（第7～9学年）及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含みます。
- 5 全日制課程及び定時制課程に在籍する満18歳以上（令和7年4月1日現在の満年齢）の生徒及び通信制課程の生徒は調査対象者から除かれています。

3 調査事項

- (1) 発育状態調査
児童等の発育状態(身長、体重)
- (2) 健康状態調査
児童等の健康状態(栄養状態、脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患・皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、結核に関する検診の結果、心臓の疾病・異常の有無、尿及びその他の疾病・異常の有無)

4 調査の期日

学校保健安全法による健康診断等の結果に基づき、4月1日から6月30日の間に実施。

5 調査系統

